

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定する。

	年間支給月数		
	現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
期末手当	2.50	2.525(+0.025)	2.525(+0.025)
6月	1.250	1.250(-----)	1.2625(+0.0125)
12月	1.250	1.275(+0.025)	1.2625(+0.0125)
勤勉手当	2.35	2.375(+0.025)	2.375(+0.025)
6月	1.175	1.175(-----)	1.1875(+0.0125)
12月	1.175	1.200(+0.025)	1.1875(+0.0125)
合計	4.85	4.90(+0.05)	4.90(+0.05)

学校教育法の一部改正による引用条文の移動に伴い、別表備考第2項を次のとおり改定する。

令和7年度【現行】	令和8年度【改正後】(案)
この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第10項に規定する講師をいう。	この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第11項に規定する講師をいう。

2 施行期日

本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日

令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正並びに学校教育法の一部改定による引用条文の移動に伴う改正 令和8年4月1日